

第57回 地方分権改革有識者会議  
第162回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

---

開催日時：令和6年1月24日（水）13：00～14：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長、高橋滋座長代理、伊藤正次議員、大橋真由美議員、後藤玲子議員、勢一智子議員、沼尾波子議員、三木正夫議員、宮田秀利議員、村木美貴議員、山下良則議員、湯崎英彦議員

〔提案募集検討専門部会〕

大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、石江夏生利構成員、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

（勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕自見はなこ内閣府特命担当大臣、工藤彰三内閣府副大臣、田和宏内閣府事務次官、井上裕之内閣府審議官、恩田馨内閣府地方分権改革推進室長、田中昇治内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：

- （1）令和6年の提案募集方式の実施について
  - （2）その他
- 

1 冒頭、自見内閣府特命担当大臣から以下の趣旨の挨拶があった。

（自見内閣府特命担当大臣）市川座長を始め、各議員・構成員の皆様におかれては、日頃から地方分権改革の推進に御尽力を賜り誠に感謝申し上げます。また、皆様には大変精力的にお取り組みいただき感謝申し上げます。

1月1日に能登半島を襲った地震により多くの方々がお亡くなり、また、大変厳しい避難所での生活を余儀なくされている。改めて被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。

現在、政府・地方自治体・関係団体を挙げて、一丸となり復興・復旧、また、引き続き捜索活動に取り組んでいるところであるが、私としても所管の各事業において、今回被災に遭われた方々に寄り添った柔軟な対応を心掛けていきたいと思う。

さて、昨年11月であるが、この会議で御了承いただいた対応方針、感謝申し上げます。無事に12月22日に地方分権改革推進本部及び閣議で決定させていただき、地方から寄せられた支障の解消につながる対応を図ることができた。皆様の御尽力に重ねて感謝を申し上げます。これに基づき、第14次地方分権一括法案を今国会に提出する予定である。この法案の早期成立を含めて、改善が図られるよう、引き続き努力してまいりたい。

また、今年の提案募集では、特にデジタル行財政改革の取組とも連携しつつ、デジタル化について幅広く御提案を募集する方向で取り組んでいきたい。どうか活発な御議論をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

- 2 次に、議題（１）令和６年の提案募集方式の実施について、田中昇治内閣府地方分権改革推進室参事官から説明があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

（田中参事官）令和５年に募集した地方からの提案等への対応に関して、昨年11月の地方分権有識者会議・専門部会合同会議で御了承いただいた対応方針案について、先月12月22日に閣議決定がなされた。改めて感謝申し上げます。

第14次地方分権一括法案について、次期通常国会に提出すべく、例年どおり作業を進めている。

次に、議事１の令和６年の提案募集の方針について、御説明申し上げます。

資料１の１ページ、令和６年の提案募集のスケジュールの案を記載している。本日の会議にて了承後、提案募集の受付と事前相談を開始させていただきたい。昨年に比べて開始の時期を１か月前倒しさせていただいている。その上で、デジタル化に関するものとデジタル化以外に関するものについて、それぞれ３月６日と４月12日まで、事前相談に対応してまいりたい。

本提案については、デジタル化に関するものが４月５日、その他の提案が５月10日まで受付とさせていただきたい。

本年は従来と異なり、デジタル化に関するものと、その他のものとの提案受付の期間を異ならせる取扱いへと変更しているが、デジタル行財政改革の取組と必要な連携・調整を図るという観点から、デジタル化以外の提案とで異なる締切りの期日とさせていただいている。

また、提案受付の後に実施している追加共同提案の意向調査などについて記載のとおり、デジタル化に関連する提案、その他の提案いずれにおいても行ってまいりたい。

その後は、昨年どおりのスケジュールとなるが、6月下旬に地方分権改革有識者会議・専門部会の合同会議にて重点事項を決定していただき、専門部会で関係府省からの第1次のヒアリングをお願いしたい。

8月の上中旬には、合同会議を開催し、関係府省からの第1次の回答やヒアリングの状況等を報告させていただき、その後、9月の中旬に専門部会にて関係府省からの第2次ヒアリングをお願いしたい。なお、この第2次ヒアリング実施の時期については、関係府省において概算要求も踏まえた検討が可能となるよう、昨年の場合よりも1週間程度後ろ倒ししている。

第2次ヒアリングの後、事務局で関係府省と詰めの協議を行い、11月中下旬の合同会議にて対応方針案を御了承いただき、12月中下旬に閣議決定という形で進めていきたい。

もう一つ、重点募集テーマについてであるが、近年デジタル化に関する御提案を多く地方から頂戴していることや、参考資料4に記載があるが、デジタル行財政改革会議においても提案募集方式と連携して地方の声を反映させながら、デジタル基盤の構築等を推進していくことが検討されていることも踏まえ、デジタル化について設定させていただきたい。

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民へのサービス向上や手続負担の軽減、また、地方公共団体の業務の効率化や高度化に資するもので地方分権の効果が地方公共団体にとどまらず、広く国民の皆様にも実感していただける提案を頂戴できるのではないかと期待をしている。

提案の視点の例として(1)で住民へのサービスの向上、負担軽減を図るもの、(2)として、地方公共団体の業務の効率化・高度化を図るもの。(1)と(2)という形で地方公共団体にも周知を図っていききたいと考えている。

また、資料2～3ページに、近年の御提案いただいた事例を参考としてお示しをしている。なお、3ページの下※の1つ目に記載しているが、こうした提案の視点の例にかかわらず、これ以外にも地方分権に資する提案を広く受け付けていきたい。重点募集テーマか否かにかかわらず、自由な提案を広く受け付けていきたいと考えており、例えば従来から御審議をいただいている計画策定等については、昨年3月にナビゲーション・ガイドを閣議決定してから実質的に最初の提案募集の機会となるので、地方への説明会などにおいて周知を図ってまいりたい。

最後に4ページ、提案募集の充実を図る取組を記載している。ウェブ会議システムを活用した研修の実施や、事例集・ハンドブックなどの資料を周知させていただき、自治体での提案の検討を後押ししていきたい。

また、令和6年提案募集周知のため、全国説明会も実施させていただく予定である。

また、重点募集テーマについては、参考資料3のとおり、広報用の素材資料なども用いて広く周知するとともに、地方六団体などを通じて、積極的な提案を呼びかけてまいりたい。

このほか、効果的な追加共同提案の推進等を図るために、事前相談の情報を地方公共団体等に提供する予定である。

令和6年の提案募集の方針に関する説明としては以上であるが、最後に参考資料5と6について説明する。

まず、参考資料5について、令和6年の地方支援の取組予定をまとめたものである。地方分権改革シンポジウムを本年3月14日にオンラインにて開催させていただく予定である。自見大臣による挨拶の後、市川座長にも御講演いただく予定となっている。

次に、参考資料6であるが、地方分権改革推進室の体制について、現在63名体制で、

そのうち30名が地方公共団体から派遣されている職員となっている。

以上が私からの説明である。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(宮田議員) デジタル化を重点募集のテーマとして提案募集を行うことについて異議はない。住民の負担軽減や業務効率化を図る上では、デジタルの活用を前提とした制度への見直しが必要である。事務局におかれては、事前相談から提案の作成、ヒアリングまで、提案団体のサポートをお願いしたい。

(三木議員) デジタル化を取り上げていただくことは大変ありがたい。デジタル化を進めて、マイナンバーを活用していただくことによって国民の皆様の理解が進むことと思う。

それから、様々な形で提案募集がされ、また、提案募集の状況について今後、フィードバックしていただくということであるが、大変ありがたい。長野県の場合は、いい提案があれば、県と市が連携して共同提案になるようにしており、この追加共同提案の意向等についても、出していただき非常にありがたい。

それから、3月14日にオンラインで地方分権改革シンポジウムを開催していただき、市民の方も含めて、規制緩和、分権について考える機会となるので、市議会や熱心な市民の人に声をかけて、できるだけ多くの方が参加できるようにしていきたいと思う。

様々な方向付けをしていただき、感謝を申し上げます。

(湯崎議員) 参考資料7、御覧いただきたい。

まず、令和6年の提案募集方式について、全国知事会で国が一括処理した方が効率的な事務と従うべき基準について課題の抽出アンケートを行った。デジタル化に関して、コロナ禍での給付金に係る事務のように国で一括した方が効率的な事務もあり、意見をたくさん頂いている。そういった観点も踏まえて議論いただきたい。

それから、この提案募集方式は大変重要なプロセスだと考えており、特に専門部会の先生方、事務局の皆様におかれては、非常に緻密な検討と取組をしていただいていることに心から敬意と感謝を表したい。

一方で、国と地方の抜本的な役割分担についても見直しが必要ではないかということを引き続き強く思っており、特に国による過剰な関与の例について発言をさせていただきたい。

1点目、アンケートにもあるが、従うべき基準について地域の実態に合っていないという意見がたくさん寄せられている。国が全国一律の基準を定める施策であれば、本来、国が直接実施するべきではないかと考えており、逆に地方がやるべきであれば、地方の裁量を認めることが適切ではないか。つまり、従うべき基準そのものが存在する意味に疑問がある。

2点目は、法令によらないコントロールも多くあり、一つは事務連絡や通達という形である。今日、厚生労働省に申し入れをしてきたところであるが、医療機関に対する補助事業をこのようにやってくださいという事務連絡が厚生労働省から都道府県、市町村に来て、さらに、フォローアップという形で各自治体が事務連絡の取組について、実際

にどのような形でやっているかをホームページに公表する。これを関係団体が見るので、いろいろな形のプレッシャーがかかり、事実上強制するというようなことをやっている。

これは重点支援地方交付金の話で、地域の実情に合わせて、用途、内容、あるいは金額を自由にできるものであるが、こういった形でやるのは、国と地方の対等・協力という関係の地方分権改革の理念に反するものではないか。

もう一つは、予算のコントロールがある。参考資料の一番後ろ、広島県の歳出構造を御覧いただきたい。本県は一般財源ベースで7,560億円ほどの予算規模があるが、このうち、配置基準が定められた人件費など国の法令で義務的に決められているものが大体9割を占めている。

逆に言うと、残り1割が広島県で自由に使えるものであるはずが、実際には、私学振興費などの準義務的な経費を除くと、さらにその6割ほど、金額でいうと574億円ぐらいしかない。7,560億円のうち実際に使えるのは574億円である。

そういう意味で自由な予算は非常に少なく、結果として補助金を活用して事業運営をしなければならず、そういうことを通じて国の関与が非常にあるということである。平成12年に地方分権一括法ができて国と地方は対等な関係となり、我々も大きく前進したとは思っているが、実態としては法令や事務連絡や財源という形で、コントロールが続いているのが現状。現場にいると実感するところである。

それから、計画についても前進をしていただいた。ナビゲーション・ガイドはすばらしいものだと思っているが、引き続き計画策定を義務付ける法令改正がたくさんある。

ちなみに計画がどれぐらい大変かと言うと、本県は、今年度健康福祉分野の、計画の改定が10件あった。それを統括するために専任の担当を3人置き、各担当課にも担当者を配置して、この計画改定のために、県庁の中の幹部会議だけでも113回、外部の有識者の会議も49回、合計でこの計画のページ数が1,000ページ、途中の会議資料が1万4,000ページ。こういったことも関与としての過剰性の一つでもあり、業務的にも非常に負荷がかかっている。ナビゲーション・ガイドの実効性をしっかりと確保していく仕組みというのも引き続き議論をさせていただければと思う。

もう1点、私の懸念があるところで第33次の地方制度調査会の答申がある。その中で、国が地方公共団体に対して必要な指示ができる。これは包括的な条項になっており、個別法で指示ができるというものがなくても指示ができるという地方自治法の改正が予定をされている。そもそも地方自治体に権限と責任がある事項について国が指示を出すというかなり特殊な事例であり、これは対等という関係から考えると、相当なものだと思う。

このようにいろいろな形で国が地方をコントロールするとかコントロールしたいというのが、非常に強く現存している。

そういった観点から、改めてこの地方分権有識者会議においても、国と地方の役割分担について抜本的な見直しを議論していただきたい

(高橋座長代理) まず、本年度の方針である。デジタル行財政改革会議やデジタル庁と連携して地方の声を吸い上げて作業を進める方針については時宜にかなったことだと思う。全面的に賛成させていただきたい。特に参考資料4に、こういう形でデジタル行財政改革会議の中間取りまとめの中に、デジタル共通基盤の取組を進める上で、内閣府の地方分権提案とも連携すると、それを通じて地方の声を吸い上げると明記していただいたということは、地方分権の観点からは大変ありがたいことである。そういった意味で内閣府の皆様、特に地方分権改革推進室の事務局の皆様には感謝申し上げます

住民との接点を持っている事務はほとんど地方公共団体が担っている現状があり、その事務をデジタル化するに当たっては、担当当事者である地方の声を吸い上げながら取組を進めていくのは当然のことだと思う。

さらに、デジタル技術を使う観点からは、ユーザーの使い勝手を尊重しながら進めていくのは極めて重要なことである。住民に身近な地方公共団体は、ユーザーである住民の声を一番吸い上げることができる立場にある方であるので、地方独自の立場を吸い上げるといふことと、身近にいるユーザーの方、住民の方の声をデジタル化の取組に反映させていく視点から、是非この取組を進めていただければありがたい。

デジタル庁との調整や、住民の声を吸い上げは難しいところがあると思うので、地方分権改革推進室の事務局の方には御負担をかけると思うが、是非よろしく願いしたい。これが第1点である。

2点目は、大変有意義なアンケートを実施していただいた。例えば、従うべき基準について、世の中の動きの中で内容が合っていないのではないかとの声が寄せられたことや、更には国がデジタル技術を活用することによって一括処理した方が国民経済全体の観点から、それから、自治体の負担軽減、負担の軽減されたものをほかの事務に集中投入していく視点から、日本全国の行政スタイルの改善という意味で非常に重要なのではないかと御提案も頂戴した、と受け止めさせていただいた。

そういう意味で、知事会で具体の項目があれば、知事会は提案団体へ提案できる立場にあるので、是非具体の提案として今年度提案していただければありがたい。知事会の事務局の方々には大変御負担をかけるかもしれないが、内容を精査していただいた上で地方分権改革推進室とも相談していただき、本年度の提案に結びつけることができる事項については、是非御検討いただければありがたいと思う。

私も地方分権においては全て自治体に権限を下ろせばいいとは思っていない。世の中の動きの中で国が担うべき役割、強化すべきところもあれば、地方の役割をもっと強化すべき部分もあると考えている。そういう観点から見直しをしていくというのは極めて重要なことだと思うので、関係の方々にはよろしく願いしたい。また、私も分権の提案募集検討専門部会の一員として、出てきた提案については真剣に取り組んで実現に向けて今年も頑張っていきたい。

(大橋部会長) 昨年からデジタル関連の提案が非常に増えてきたが、提案に対し、国の省

庁からは、システム改修中で時間がかかると言い、うまくマッチングできなかったことがある。デジタル庁と当方でどういう関係を取ったらいいのだろうかというところでもちゅうちょがあった。

今回、デジタル庁と連携を取っていただくことを活用して、自治体としてはデジタルの仕組みが1回できて同じような仕組みが複数並び、作業が増え、市民にも不便だということになってしまうことは避けたいので、初めに作る時にユーザーの意見を入れて、いいものを作るという視点は大事なので、改革期に寄り添って、こちらから自治体の声を制度提案に入れていくといった関与をすることは非常に重要だという認識を持っている。

今回、募集を前倒ししていただき、しかも、デジタル庁と連携を取っていただいて、さらに、去年は予算の先行きが見えない段階での折衝で、非常に歯切れが悪いヒアリングになったのとは異なり、今年は予算も見越してできるということなので、是非その環境をいかして提案実現を進めていきたい。自治体の負担軽減にもなり、今回、市民への還元ということが一つのポイントにもなっているので、デジタル化の提案実現を通じて市民の方の負担軽減にも貢献できるのではないか。

あと、計画行政の実態はナビゲーション・ガイドを作ってもすぐに変わるものではなく、かなり根強い古い考え方があり、粘り強く取り組んでいきたい。また、従うべき基準には問題が二つあり、一つは非常に小さい自治体でマンパワーがないところにも全国一律の基準実現という無理をお願いすることとなり、もう一つは、すごく行政能力のあるところについても待てとって護送船団方式のようにとどめてしまうなど、2方向に悪いところがある。

従うべき基準を緩めることと同時に、考え方として、国として法令委任は政令や省令を用いてでもできることをわざわざ自治体に法律で委任していることの意味は非常に重いので、その上で従うべき基準を課すことの意味を併せて問うような形でやっていきたい。ただ、私どもは受け身な立場で、地方公共団体からいい提案が出れば出るほど、こちらにも非常に元気が出るという関係にあるので、市民に寄り添った提案をお願いしたい。

(山下議員) 重点テーマについては、デジタル化は非常にタイミングのいい重点テーマであり、デジタル化は大賛成である。

住民参加の視点をできるだけ重視していただきたいという話を前からしているが、住民の要望と意見がこの制度に結びつくこと、住民もやってくれているのだなという実感がある活動が大事だという意味で、説明会も含めてシンポジウムの開催というのは非常に有意義なことだと思う。

そういう場を上手に使うという意味では、そのときに住民の方々の声を上手に拾い上げる努力、こういうシンポジウムはお話をして、こちらは満足しているが、聴いている方は、そうでもないというのがうちの社内でもあるので、住民本位のシンポジウムをや

るという意味でいうと、こちらが聴く耳を持つシンポジウムにして、シェアをしていただければ、また次の機会への改善につながるかと思う。

我々の持っているデジタルという変革ドライバーを活用して、いろいろな意味での事務処理の効率化をするというタイミングで、地方と国の抜本的な役割を見直すというのは、非常に大事なところだと思うが、9割ぐらいは国が決めた経費なのだという話は、ほかの自治体もそうであるとする、一律ではなくて箸の上げ下げが上手な自治体と、まだまだうまく上げられていない自治体について、細かくはできないが、一律ではなく、2段階ぐらいの評価でないと、レベルを上げて、それもできない自治体があるのかもしれないと感じている。

いずれにしてもデジタルという変革ドライバーで国を変えていくというタイミングで、国と地方の抜本的な役割の見直しというかレビューを柔軟に進めていくことについては、非常に賛成である。

(後藤議員) 令和6年の提案募集方式の実施については、デジタル化を重点化することに大きな意味があると思うので期待している。

1点目として、データドリブンとかエビデンスベーストが重要であるにもかかわらず、自治体によってはネットワーク強靱化の絡みで難しいというようなことも聞いているので、課題が可視化されて、より地方が創造的に様々な取組ができるようになることを期待している。

2点目は、山下議員が注目された予算の部分、4ページの広島県の歳出構造というのは衝撃的な図だと思いながら拝見させていただいた。国の関与がここまで大きなものと改めて衝撃を受けた。

湯崎知事からお示しいただいた参考資料7に関連して、従うべき基準は、私たちの立場としては受け身のところもあるが、知事会から御提案いただければというようなお話があった。私は議員をさせていただいて1年経過しておらず、これからの議論の進め方がどのような形になるのかを具体的に想像できていないところもあるが、新たに議員をさせていただく中で過去の議事録などを読ませていただき、これまでに何度も財源の在り方も含めて議論が必要ではないか、その辺りも含めた国と地方の役割分担の見直しということを議論する必要があるのではないかというような御発言が過去の議事録にあったことを確認した。

それにもかかわらず、今年度、議論することにならなかったのはなぜなのだろうか。所掌の関係もあるのかもしれないが、大変重要なテーマだと思うので、国の関与の在り方について、地方から提案募集を頂いて見直すということだけではない議論の仕方があるとよいのではないかと思う。

(勢一部会長代理) 令和6年の方針に異存はない。募集期間が長くなるが、その分、デジタル関係の調整・連携をしていただけるのは非常に前向きな議論ができると思うので、自治体の方々、地方分権改革推進室の事務局に御負担をおかけするが、是非よろしくお



願ひ申し上げる。

重点募集テーマがデジタル化ということで、毎年多くの提案を頂いているが、正に喫緊の課題だと感じている。デジタル化はあらゆる分野の法制度に関わる可能性があり、これまで議論では、国の府省の所管が異なる分野間とか法制度間で、デジタル化の状況の格差のようなものがあると認識している。そういう意味では、総合行政を担う自治体の目線から制度・手続の整合を踏まえた御提案もお願いできたらと思っている。

また、計画策定については、ナビゲーション・ガイド後、初の提案募集になる。この点について湯崎知事から知事会として課題提起をしていただいた。ナビゲーション・ガイドの実効性を高めることをすべきである、正に御指摘のとおり。そういう点でもデジタル化によって計画の在り方も大きく変わる局面に来ていると思う。

計画策定の手続や進捗管理をデジタル標準にしていく目線での改革は必要である。今回、知事会の委員会で把握されている具体の問題などについて、是非とも御提案として国との議論の場に加えていただきたい。御協力いただき誠に感謝申し上げます。

最後に1点、参考資料6を御紹介いただき、地方分権改革推進室に地方自治体から調査員が30名来ていただいているということを改めて確認させていただいた。特に比較的小規模な団体からも職員を派遣してくださっているので、多様な地域の実情を理解する人材が地方分権改革推進室にいることについて、非常にありがたいと思う。是非自治体の皆様には小規模団体のユーザーの声も提案として寄せていただけるとありがたい。  
(沼尾議員) 提案募集について気になったところを1点申し上げます。

今回、デジタル化を重点募集テーマと掲げ、デジタル庁などとも連携を取りながらやられることは大変意義深い。

ただ、参考資料3を拝見し、これを見て自治体の側が実際に応募しようか考える際に、一定のマンパワーが必要であるとか、追加的な財源が必要であるとか、そういった前提条件となる資源のところはどうなるか分からない中での提案に対する不安などもお持ちになるのではないかと。

また、デジタルの問題は、規制や法制度の見直しなどで対応していく世界と、デジタル庁のITの現場の方で、アジャイルと言われているように、一緒に走りながら考えて作っていくという世界もある。先が見通せない中で提案募集という枠組みの中で決めていく世界と、もう少しアジャイルというところの中に自治体の意見も入れながら仕組みを作っていくという世界と、正に分権型ということを考えるときに、二つのスキームを意識しておくことが必要ではないかと思った次第である。

今後、説明会などをしながら、どのような形で提案をするかということに関しては、広く伝えていかれると思うが、具体的にどのような形での提案募集を求めていくのか、そこにはどのような可能性があるのかというところを丁寧にお伝えいただけたらと思う。

(恩田室長) 提案募集の関係、デジタルの関係であるが、まずは、私どもとしては、地方

公共団体の方にいろいろなデジタル関係について事前相談を広く頂き、提案をしてほしいと思っている。提案の中身については、法制度の改正が必要なものについては、しっかりと詰めさせていただき、必要ならば法改正をお願いする。

また、システムを作り込むということについては、複数年時間がかかるが、システムを作るということに対応方針で決めつつ、その後の動きについては、デジタル関係府省とも十分に連携をさせていただいて、作り込みに関しても地方公共団体の意見が反映できるような形、必要であれば地方公共団体の方々と事務局が連携を図り、デジタルの構築についても地方の意見が反映されるように進めていくことを考えたい。

また、いろいろな御意見を頂き誠に感謝申し上げます。総論的な話については、引き続きこの地方分権改革有識者会議の中でも御議論いただければと思っているところ。また、提案募集については今回御了承いただければ、令和6年の提案募集が明日からスタートすることになり、できるだけ地方の方々からいろいろな御意見を頂き、その意見について改善をしていくことが、国の方のシステムや役割分担の今後の話についても変えるきっかけになるのではないかと考えている。引き続き提案募集に力を入れて頑張っていきたい。どうぞよろしくご意見申し上げます。

(大橋構成員) 事務局に質問。重点募集テーマとして、提案募集の現在の仕組みにおいては重点事項の設定は非常に重要な位置付けを持っていて、こういったプロセスでこれが決まるかというのは大事なため、ほかにも候補があったのかどうか、そこを教えてください。

(恩田室長) 重点募集テーマについては、社会情勢とか今の政府の動きも含めて、あとは毎年200~300件、御提案を地方から頂いているので、そういった地方からの提案でこういったものが最近多いかということを中心に総合的に勘案して決めさせていただいている。今回はスケジュールがデジタル化とそれ以外でずれてしまうこともあり、デジタル化というものを一本、重点テーマに絞って広報して、期日までに提案していただくことが効果的ではないだろうかと考え、重点テーマについてはデジタル化だけに絞ったところである。ほかの候補は正直に言って考えていなかった。

(市川座長) 本当に貴重な御意見をたくさん頂き感謝申し上げます。

目指しているところは、住民の皆様、国民が安心安全で健康に暮らす豊かな国を作るためにどうするか。その中で、国の役割、地方の役割をどうするかということ。ちょうどデジタルというものが大きく仕事の中身、やり方を変えるツールとして表に出てきたこともありデジタルを通じて国と地方との仕事のやり方も議論していこうということが、重点テーマとして挙げられていると理解している。もちろん今回は募集期間が長いので、その他のテーマについてもしっかり議論していきたい。

具体的に問題・課題を示して、その解決を重ねていくこともこの有識者会議の重要な役割であり、是非事務局においても、しっかり提案が出てくるように落とし込み等をお願いしたい。

皆さんの御意見も参考に必要な対応を行った上で、令和6年の提案募集の取組を推進させていただきたいと思うが、よろしいか。

(議員首肯)

(市川座長) 感謝申し上げます。

### 3 最後に、工藤内閣府副大臣から以下の趣旨の挨拶があり、閉会した。

(工藤内閣府副大臣) 各議員・構成員の先生方におかれては御多忙のところ、本日も地方分権改革推進のために熱心に御議論いただき、誠に感謝申し上げます。

令和6年の提案募集については、本日頂いた御意見を踏まえて、デジタル化を重点募集テーマとして募集をかけて進めてまいりたい。

また、通常国会に提出予定の第14次地方分権一括法案については、制度改革や運用見直しを早急に進めるために、成立に向けてしっかりサポートしてまいる所存である。

また、引き続き地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立ち、皆様方の御意見を踏まえながら力強く改革を推進してまいりたい。

最後になるが、デジタル化というのは今いろいろなところで、御意見を賜っている。地方の方がデジタル化を実は非常に望んでいるというのが実情である。役場、行政の職員が少ない中で、多様なことをどうやるのか、そして、簡素化し、デジタルを使いながら利便性を高めたい、そういう意見も聴くところである。

また、今年の正月に起きた地震・災害等、様々な災害等を見てきたが、デジタル化を進めたところでも、あのような被災をした場合は電源が確保できないと使えない、電波も途絶えた、これが現状である。こうしたことも考えながら、しっかりと基盤づくりをして、先生方の御意見を頂戴しながら、計画と予算を委ねていただいで進めるのが私なりの考えである。

今日頂いた貴重な意見、今度は時間との闘いであり、募集を経て法改正が必要となった場合に、行政が速やかに遂行できるよう後押しするのが政治の仕事である。先生方から御指導を賜りながら進めていくことをお誓い申し上げ、御挨拶と代えさせていただく。

今後とも先生方の御理解・御協力を賜るようお願い申し上げます。本日は誠に感謝申し上げます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)